

ポイント管理団体 一覧表

1. ポイント管理団体とは

事前に登録した静岡市内の下記施設・事業所・団体等が対象です。

① 介護保険施設

- ア. 老人福祉法に規定する老人福祉施設
- イ. 介護保険法に規定する介護保険施設
- ウ. 介護保険法に規定する指定を受けた事業所が運営する施設
- エ. 社会福祉協議会またはボランティアが実施する高齢者を支援する団体で市長が定めるもの

② S型デイサービス

- ア. 社会福祉協議会またはボランティアが実施する高齢者を支援する団体で市長が定めるもの
- イ. 社会福祉協議会またはボランティアが実施する地域福祉を支援する団体で市長が定めるもの

※ 「S型デイサービス」とは、高齢者の介護予防と生きがいの創出・心身機能の維持向上を図ることを目的とした事業です。

③ 在宅高齢者支援活動団体 等

- ア. 社会福祉協議会またはボランティアが実施する地域福祉を支援する団体で市長が定めるもの
- イ. その他市長が別に定める施設及び団体等

④ 障害者施設 等

- ア. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定を受けた事業所が運営する施設
- イ. 児童福祉法に規定する児童福祉施設のうち、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援センター
- ウ. 社会福祉協議会またはボランティアが実施する障害者を支援する団体で市長が定めるもの

⑤ 病院

- ア. 医療法に規定する病院及び診療所